

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第3章 その他の秘跡、および準秘跡」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

第3章 その他の秘跡、および準秘跡

典 礼 憲 章

②9

～第二バチカン公会議公文書より～

準秘跡：わたしたちの聖なる母でもある教会は、「七つの秘跡」のほかに「準秘跡」を制定しました。

「準秘跡」とは、日常生活の中での「十字架のしるし」や「祝別」「按手」などの祈りを伴うものです。具体的には下記のような事が「準秘跡」となります。

☆聖体降福式

☆十字架の道行

☆ロザリオの祈り

☆聖務日課 など

★教会堂などの聖別と誓願を立てる人や信心業のための物の祝別

★土地、家、家畜、車、食物、出産前後、物に対する祝福 など

日本カトリック教会におきましては、上記に加えて

☆七五三祝福

☆子どもの祝福

☆節目を迎える人の祝福

☆厄年の祝福

☆高齢者の祝福 など

これらは「秘跡」に倣って制定された「聖なるしるし」であり、特に「靈的效果」が表わされ、この効果は教会の祈りによって得られるものです。

わたしたちは「準秘跡」によって「秘跡」の大切なしるしを受ける心構えを与えられ、生活の中の様々な事が聖なるものとされます。

(つづく)